

No. 4 一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の設置に関する案件概要

議第1372号 建築基準法第51条に基づく一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の設置

名 称	アサヒプリテック株式会社 横浜事業所		
位 置	横浜市鶴見区大黒町18番15及び18番46		
敷 地 面 積	14,923.12 m ²		
用 途 地 域 等	工業専用地域		
構 造	鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造		
主 要 用 途	廃棄物処理施設		
建 築 面 積	3,799.44 m ²		
延 床 面 積	6,755.49 m ²		
施 設 概 要	一般廃棄物処理施設		
	一般廃棄物の焼却施設	3,750 kg/時間	
	産業廃棄物処理施設		
	汚泥の焼却施設	64.80 m ³ /日	
	廃油の焼却施設	71.52 m ³ /日	
処 理 能 力	廃プラスチック類の焼却施設	46.32 t /日	
	その他の焼却施設	90.00 t /日	
建 築 主	名称 アサヒプリテック株式会社 住所 東京都千代田区丸の内一丁目7番12号		
運 営 主 体	名称 アサヒプリテック株式会社 住所 東京都千代田区丸の内一丁目7番12号		

(内容)

本事業者は、各種工場から排出される汚泥等のセメントリサイクル処理、廃油再生処理などを行っています。また、本計画地にて、平成28年に産業廃棄物処理施設（汚泥の脱水施設）について、建築基準法第51条の規定に基づく許可を得ています。

今回、汚泥の脱水施設を廃止し、新たに焼却施設を設置します。

以下の理由から、建築基準法第51条の規定に基づく許可基準を満足しており、本市として、その敷地の位置は都市計画上支障がないと考え、当該施設の設置の許可をするため、横浜市都市計画審議会に付議するものです。

- 1 臨海部の工業専用地域に立地していること
- 2 幹線道路に至る間の道路は、搬出入車両が安全にすれ違うことのできる十分な幅員を有しており、かつ、周辺交通に支障を生じないよう対策を講じていること
- 3 大気質・騒音・振動・臭気の発生源に対して十分な対策を講じることで、生活環境影響調査の予測値が基準未満となるなど、周辺環境に配慮した計画としていること
- 4 隣接所有者等に事業内容を説明し理解を得ていること